

* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(令和5年度決算)

(歳入) ·地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1. 8千万円

(歳出) ·社会保障施策経費 3億4千万円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	22,103	15,702
	高齢者福祉事業	37,650	36,710
	児童福祉事業	45,661	11,549
	母子福祉事業	500	243
	小計	105,914	64,204
社会保険	介護保険事業	52,380	3,950
	国民健康保険事業	46,643	24,658
	後期高齢者事業	40,893	9,942
	小計	139,916	38,550
保健衛生	保健衛生事業	74,030	4,400
	予防事業	18,982	14,254
	小計	93,012	18,654
合計		338,842	121,408
* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。			